平成２３年（フ）第４５６号
新潟市北区濁川１丁目１番87号
債務者　青木　民子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７１号
新潟県新潟市東区有楽１丁目13番地２
債務者　山本みい子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７３号
新潟市東区東中野山３丁目９番15―1533号
債務者　宮北　芳子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７４号
新潟市東区太平２丁目17番地31
債務者　立川　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９０号
新潟市東区長者町７番33号　ノースシティ長者町209号
債務者　松本　喜一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９２号
新潟市江南区江口2130番地４
債務者　島田　　修
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９８号
新潟市西蒲区角田浜1522番地
債務者　石山　進二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
山口県山陽小野田市須恵３丁目４番16―201号
債務者　井村　由希
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３２０号
香川県高松市瀬戸内町36番２号
債務者　登山佐和子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１８号
香川県丸亀市川西町南581番地１　ココベルＧ
債務者　苗田　正裕
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１２８号
香川県善通寺市与北町2611―７　ニューコーポラスシティＤ棟203、住民票上の住所香川県仲多度郡多度津町大字葛原305番地
債務者　松浦　　徹
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４０９号
長崎県長崎市川原町2298番地１
債務者　今井　信恵
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷835番地37
債務者　森　　繁信
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１６１号
北海道苫小牧市東開町４丁目４番７―202号
債務者　藤森　結香
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７２号
北海道勇払郡むかわ町松風３丁目22番地１
債務者　松川しおり
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第４５８号
茨城県水戸市天王町３番22
債務者　皆川　光行
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６６２号
千葉県市川市稲荷木１丁目22番18号
債務者　小池　厚子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０４号
千葉市美浜区幸町２丁目16番１棟503号
債務者　川島　克博
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係